

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長 澤田 昌作 様

2018年1月10日

後期高齢者医療広域連合議会の運営改善に関する申し入れ

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員 上野 美恵子
児玉 智博

後期高齢者医療制度が実施されて10年が経とうとしています。75歳になったとたん、それまで加入していた医療保険制度から切り離し、「後期高齢者医療保険制度」という別建ての医療保険制度に加入させるような制度は、世界に例を見ないものです。被保険者の中には、それまで子どもの医療保険制度の被扶養者となり、保険料負担のなかった人もおり、他の国々と比べても少ない年金額で生活する高齢者も多く、どんなに生活の苦しい人であっても、すべての高齢者から保険料を徴収する「後期高齢者医療保険制度」は、高齢者にとって、たいへん負担の重い制度です。昨年4月からは、この間実施されてきた保険料の軽減措置が外され、保険料負担はますます重いものとなっています。

高齢化率がどんどん上昇し、超高齢化の時代を迎え、老後の安心は、社会の大きな課題になっています。長年、社会の発展に貢献されてきた高齢者の方々が75歳を迎えても、長い人生を安心して暮らしていけるよう、あらゆる社会保障制度の充実が求められています。とりわけ、制度実施から、その問題点が指摘されてきた「後期高齢者医療保険制度」においては、被保険者の立場に立った制度の運用が強く求められており、後期高齢者医療広域連合議会の果たす役割は極めて大きいものと考えます。

県下各市町村の首長・議員で構成される広域連合議会が活発に議論を交わし、高齢者の立場に立った制度運用がなされることが求められていると考えます。

よって、以下の点について後期高齢者医療広域連合議会の運営改善について要望いたします。

- 1、 議会活動の公正性及び透明性を確保し、県民に開かれた議会とするためにも、「後期高齢者医療広域連合議会会議規則」に「会議等の公開」を明記し、全員協議会も含め会議等を原則公開とし、会議等で使用した資料も積極的に

公開すること。合わせて、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めること。

- 2、 言論の府である議会において、議員の意思表示・意見表明の権利を確保し、活発な論議の場とするためにも、「後期高齢者医療広域連合議会会議規則」に定められた「動議」提出の賛同者数は、「1名以上」に改めること。
- 3、 議会の論議を活発にし、深めるために、以下の点について「広域連合議会申し合わせ事項」を見直すこと
 - ① 一般質問の「10分以内」を見直し、十分な時間を保障すること。また、一問一答方式で3回の制限をなくすこと。
 - ② 質疑についても、「5分以内」の時間制限と、「質問回数3回以内」の回数制限を見直し、一問一答方式で、十分な質疑の時間を保障すること。
 - ③ 討論について、「5分以内」の時間制限をなくすこと
 - ④ 請願・陳情については、「定例会開催日の14日前」に受理したものを当該定例会において協議するとしているが、「議会開催日の3日前」までとすること。あわせて、請願・陳情は、ともに住民が議会に対して意見や要望を述べる大切な制度です。よって、請願・陳情ともに、取り扱いは「本会議」とすること。
- 4、 県後期高齢者医療広域連合の特別職及び議員、ともに専従者ではないために、その報酬は「年額」でなく、職務に従事した日の「日額」計算とすること。

以上